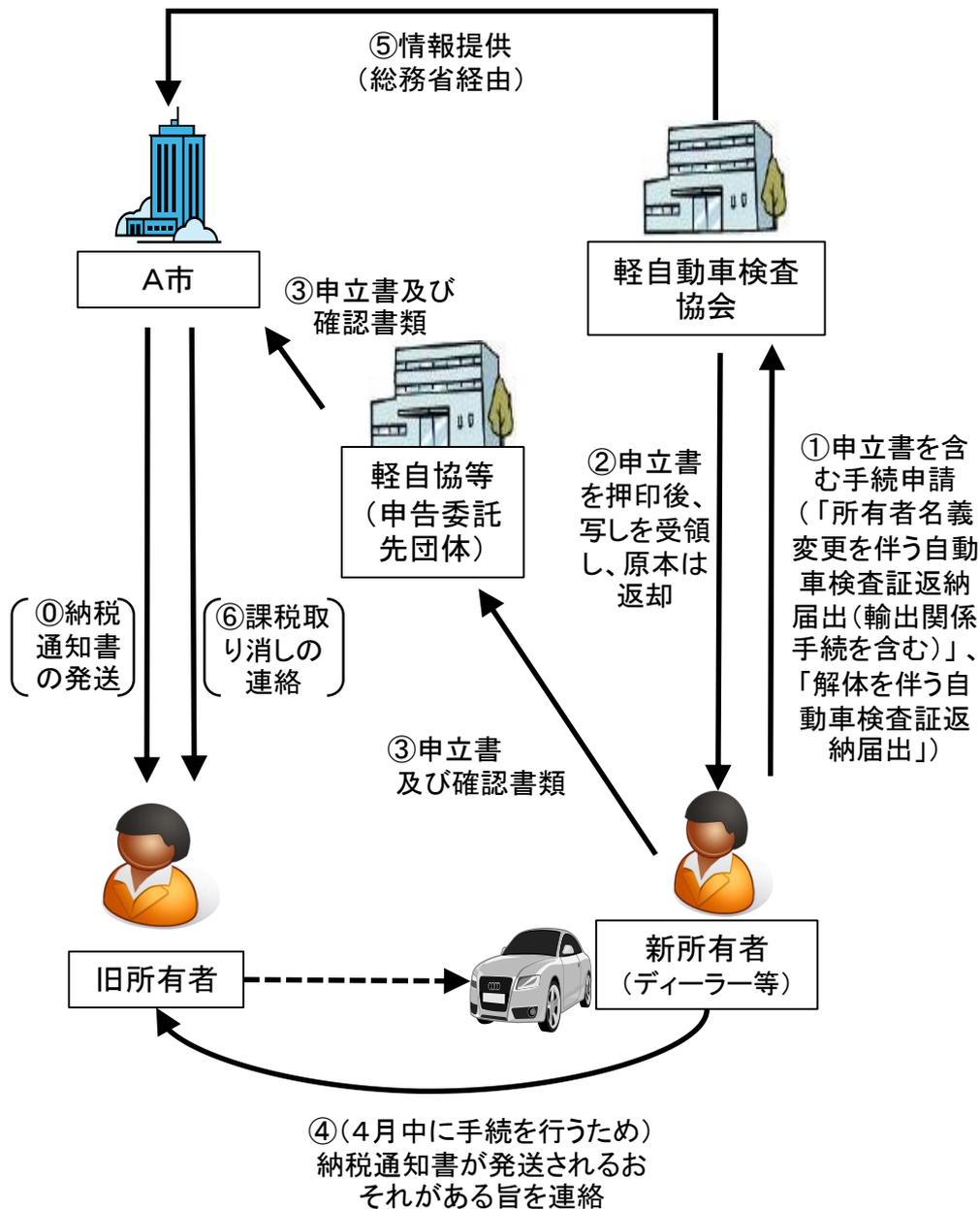


実際の事象発生日で課税処理を行う場合のフロー図（自団体内で完結する場合）

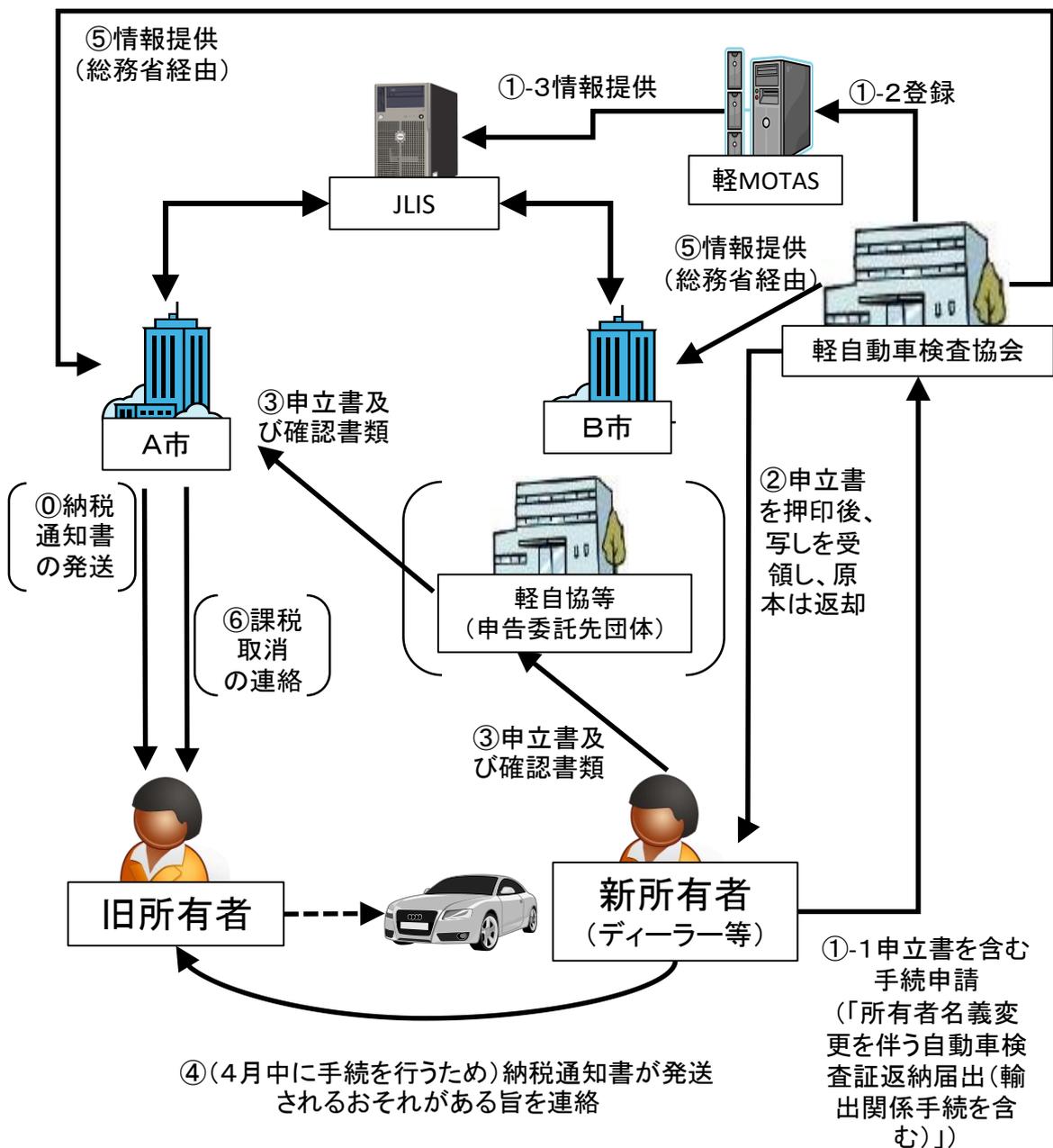
軽自動車



【手続概要】

- 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出の場合
(※輸出関係手続については、以下の手続において、「自動車検査証返納証明書」(別紙2)を「輸出予定届出証明書」(別紙3)に読み替えることとする)
 - 軽自動車検査協会は、申立書を押印後、写しを受領し、原本は返却。
 - 「申立書」(別紙1)及び「自動車検査証返納証明書」とともに税申告を軽自協等(申告委託先団体)に提出し、A市は申立書により実際の事象発生日を、自動車検査証返納証明書により検査証が返納されたことを確認。
 - A市は、軽自動車検査協会から総務省経由で課税取消を行う対象車両の情報(別紙6)を取得。
 - A市は、③及び⑤の確認により、対象車両及び納税義務者を確定し、処理を行う。
- 解体を伴う自動車検査証返納届出の場合
 - 軽自動車検査協会は、申立書を押印後、写しを受領し、原本は返却。
 - 「申立書」(別紙1)及び自動車リサイクルシステムHPで確認できる車両状況照会(別紙4)(をプリントアウトしたもの)(軽自動車検査協会から取り寄せる検査記録事項等証明書(別紙5)でも可とする)とともに税申告を軽自協等(申告委託先団体)に提出し、A市は当該資料により、実際の事象発生日を確認。
 - A市は、軽自動車検査協会から総務省経由で課税取消を行う対象車両の情報(別紙6)を取得。
 - A市は、③及び⑤の確認により、対象車両及び納税義務者を確定し、処理を行う。

実際の事象発生日で課税処理を行う場合のフロー図（他団体に所有者変更が行われる場合）



【手続概要】

1. 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出の場合（※輸出関係手続については、以下の手続において、「自動車検査証返納証明書」（別紙2）を「輸出予定届出証明書」（別紙3）に読み替えることとする）
- ② 軽自動車検査協会は、申立書を押印後、写しを受領し、原本は返却。
- ③ 「申立書」（別紙1）、「自動車検査証返納証明書」及び税申告を軽自協等（申告委託先団体）を通じて、A市に提出し、A市は申立書により実際の事象発生日を、自動車検査証返納証明書により検査証が返納されたことを確認。
- ⑤ A市は、軽自動車検査協会から総務省経由で課税取消を行う対象車両の情報（別紙6）を取得。
- ⑥ A市は、③及び⑤の確認により、対象車両及び納税義務者を確定し、処理を行う。